

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(東税務署長)

平成22年6月16日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年12月3日判決、本資料259号-228・順号11341)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	廣田 稔 松野 真
被控訴人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	東税務署長 木本 正行
同指定代理人	網田 圭亮 杉浦 弘浩 谷崎 文雄 石原 英之 三宅 淳也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成15年7月1日から同年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額530万5086円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額132万6271円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成15年10月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額314万0853円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額78万5213円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成16年1月1日から同年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還

付すべき税額785万9369円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額196万4842円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

5 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成16年4月1日から同年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1120万8523円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額280万2130円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

6 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成16年7月1日から同年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1419万1695円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額354万7923円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

7 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成16年10月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1001万8850円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額250万4712円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

8 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成17年1月1日から同年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1049万8031円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額262万4507円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

9 処分行政庁が控訴人に対し平成18年11月29日付けでした控訴人の平成17年4月1日から同年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1817万4323円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額454万3580円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

10 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要及び訴訟の経過

1 本件は、中古自動車輸出販売業等を営む控訴人が、平成15年7月1日から平成17年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）につき確定申告を行ったところ、処分行政庁が、ロシア人船員らが控訴人から購入した自動車を携帯品として旅具通関扱いを受けた場合につき、消費税法7条1項1号の消費税が免除される輸出取引（免税取引）に該当しないとして、上記課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことから、これらの各処分の取消しを求めた事案である。

2 原審は、控訴人が平成15年7月1日から平成17年6月30日までの間においてロシア人船員らに対してされた中古自動車の販売は、消費税法7条1項1号に定める「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」には該当しないとし、また、控訴人は、税関長証明書類の交付を受けずその保存もしていなかったから、消費税法7条2項の定める手続的要件を欠くことは明らかであ

るとし、控訴人のその余の主張もすべて排斥し、本件各処分はいずれも適法であるとして、控訴人の請求を棄却した。

3 これに対し、控訴人が控訴を申し立てた。

4 本件事案の概要は、原判決「事実及び理由」中「第2 事案の概要」1ないし5記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の本訴請求はいずれも理由がないと判断する。

2 その理由は、以下のとおり付加・補正するほかは、原判決「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁26行目「甲1、」の次に「2の1・2、」を加える。

(2) 同17頁8行目ないし9行目「明らかでないことから、」を「明らかでなく、また、税関長等の公的機関がその作成に関与しているという事実も認められないから、」に改める。

(3) 同19頁12行目「主張立証もないから、」の次に「税務署において、控訴人が3か月毎にした消費税等の確定申告を受理し、主張の還付に応じてきたという事実があったとしても、そのことから直ちに、本件各処分が信義則に反するとはいえず、」を加える。

第4 結論

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 渡邊 安一

裁判官 安達 嗣雄

裁判官 池田 光宏